

現代フランス憲法学における代表制論の一動向 (三)・完

——ドミニク・テュルパンの所説をめぐって——

光 信 一 宏

目 次

第一章 問題の所在

第二章 時代背景 ——代表民主政の危機——

第三章 フランス革命以後の代表制の歴史

第一節 フランス革命前後における議会の機能転換

第二節 「神話」としての「純粹代表制」

第三節 「半代表制」論に対する批判

(以上、一六卷四号)

第四節 「超代表制」の概念

第四章 テュルパンの代表民主政論

第一節 「大統領主権」論

——ド・ゴール体制への批判——

第二節 自由民主主義論

(一) 序 説

(二) ルソーの民主主義論への批判

(三) 「権力に対する組織された抵抗」としての民主主義

(以上、一七卷一号)

第三節 民主的代議制論

(一) 政治的代表的意味

(二) 政治的代表的民主的組織化

第五章 むすび

## 第三節 民主的代表的論

## (一) 政治的代表的意味

一 前節では、議會を国家権力に抵抗する主体として位置づけ直すことを試みるテュルパンの所論を検討したが、本節では、抵抗を組織化する代表原理の問題に照準を定めたいと思う。近代における代表制論（そのなかで中心に位置するのがシェースの理論であることはいうまでもない）を批判するために必要な立脚点を提示すること、それが、テュルパンのねらいとするところである。彼は、「政治的代表的代表 (representation politique)」の概念の性質を解き明かすことから始めている。

ところで Representation は、語源的には、「現実には存在しないものを、存在するようにさせること」を意味する言葉であるが、この定義だけでは、中身は今一つ漠然としている。フランス語の辞書をひもとけば直ちにわかることだが、Representation は、政治の領域にとどまらず、美術、演劇の世界をはじめ、日常のいろいろな場面で使用される言葉である。そこで、多義的なこの言葉の構造を分析するために、これまで、法学的アプローチはもとより、歴史的、論理的ないし哲学的アプローチなど、様々な方法が模索されてきた。これに対し、テュルパンはいわばオーソドックスに、意味の分類を試みることで、その本質に迫ろうとする（以下では、Representation の代わりに「代表」という表現を使うことにする<sup>(65)</sup>）。すなわち「代表」の意味は、それぞれ「委任としての代表 (representation-délégation)」、「類似としての代表 (representation-ressemblance)」、「象徴としての代表 (representation-symbolique)」の三つに区分されている。この分類はバーチのそれにヒントを得ているものと解されるが、それはさて置き、個々の意味についてごく簡単に触れておこう。

まず「委任としての代表」(「法学的代表的の概念」とも呼ばれる)の起源は、テュルパンによれば、一二世紀以降の

教会法学者の学説にまで遡ることができるが、一六世紀頃に慣習法のなかに定着した後に、やがて、ポチエ(Joseph-Robert Pothier)の影響のもとにフランス民法典に導入されたという。このように、もともとそれは取り引き上の必要性に應えるための法技術であったが、一七八九—九一年の制憲議会に少なからず影響を与えることになった。この問題についてテュルパンは、当時の制憲議会が政治的代表的概念に對してもっぱら法的アプローチしか採らなかつた<sup>(67)</sup>とみる。確かに、代表制が、「主権の保持者たる国民が主権の行使を代表機関に委任する統治<sup>(68)</sup>」の意味に解されていることにも窺われるように、革命期の理論は、私法上の代表の一形態である mandat ないし déléation の觀念に影響を受けていたように思われる<sup>(69)</sup>。

しかしながら、政治的代表的關係の問題に還元することは誤りである。それはまた、「類似としての代表」(「社会的代表的概念」と呼ばれる)とも似通っている。ここにおいてテュルパンは、デュヴェルジェ<sup>(70)</sup>、サルトーリ<sup>(71)</sup>、フリードリヒ<sup>(72)</sup>ら、代表的な論者の所説を紹介した後で、自身の見解を次のようにまとめている。「……この代表観の本質的要素は、代者する者と、彼が具現すべき者との可能な限りの『類似』、後者による前者との望ましい同一視(identification)、『社会的一致』、『同じである』と(idem esse)に基づく『同じものと感じること』(idem sentire)』……のなかに存する」(傍点、引用者)と。

傍点で示しておいたように、代表者と被代表者との間に客観的な類似性が存在することと並んで、被代表者が代表者の姿に自己の姿を重ね合わせるという意味での主観的・心理的要素が、「社会学的代表的概念」のなかに含められている。このことは、後述のようにテュルパンが、「代表されている」との実感を被代表者に抱かせるようにすることを以て、政治的代表的理想とみなすことと無関係ではないと推察される。それはともかく、学説のなかに、代表者と被代表者の間に心理的な信頼關係が樹立されることをもっぱら重視し、「社会学的代表」に代えて「社会心理学的

代表 (representation psycho-sociologique) の名で呼ぶべきことを提唱する向きもあるが、テュルバンはそこまではいかないと考えられる。「社会学的代表」の場合、被代表者による代表者との「心理的な同一化」は、両者の間に「客観的な類似」が存在することを前提とするものとみるべきではないか。

なお、この「類似としての代表」を受け持つ機関として議会が想定されていることに留意しておきたい。一人の大統領よりも、複数の人間によって構成される議会の方が選挙人の多様性を反映するのに適しているのである。これに対し、大統領が受け持つとされるのが次の「象徴としての代表」である。「象徴としての代表」は「精選 (selection)」をその内容とし、それにより、人民の「正確な姿」ではなく「善なる姿」、「美化された側面」が表される。例えば、フランス女性はそのシンボルであるブリジッド・バルドーに必ずしも似ているわけではない。日常生活のなかで使われるこの代表の概念は、ホップズの思想における、人民を代表する絶対的主権者<sup>(75)</sup>にみられるように、政治領域においても同様に使用される。テュルバンは、「類似としての代表」との間に矛盾があることを指摘する。統治者が被治者に似なければならぬという「類似としての代表」の要請と、前者が後者よりも優れていることを要求する「象徴としての代表」とは互いに相容れない側面をもつのである。

二 さて、「委任としての代表」、「類似としての代表」、「象徴としての代表」というテュルバンの分類は、先に述べたようにパーチのそれを彷彿させるが、パーチの影響は分類の仕方にとどまらない。このことを説明する前に、パーチとピトキンの学説上の対立に触れておく必要があるであろう。そもそも、代表の概念に複数の異なる意味が含まれることは多くの学者の一致事項である。そのなかでピトキンは、日常生活における様々な用法を手掛かりにして、代表の概念が一つの複合的な構造をもつことを論じている<sup>(76)</sup>。そして彼女は、様々な用法の間には共通の要素があるという仮説に基づき、異なる複数の意味を統一する包括的な定義を提示することを試みたのである。言語学上の方法論に立

脚したピトキンの研究は、これまで、最も細かい体系的なもの一つとして注目を浴びてきた。

ところが、代表の「真の」性質およびその機能の解明を企てるピトキンの理論は、パーチによる方法的な批判に曝されることになった。<sup>(77)</sup>パーチによれば、ピトキンは、概念の「本質的な意味」、「実在的な性質」を発見しようとする古い考えに固執している。しかしこのような接近方法は、問題全体を必要以上に難しくするのではないか。様々な用法の間に類似性は存在するかも知れないが、それぞれの間の差異も同様に重要である。言葉には本質的な意味よりもむしろ、様々な慣例的な用法があり、この様々な用法を注意深く分析する方が、これらの用法に共通の要素に注意を集中させるよりも成果が大きであろう。パーチはこう考えて、「その言葉の確立された用法をすべて単一の定義に還元できるという仮定を設けずに、その性質を理解すること」<sup>(78)</sup>が研究者の第一の課題であるとみなし、代表の様々な機能を説明し分類することに研究の力点を置いたのであった。

パーチの所説は、同一の概念に複数の異なる(そして、互いに両立することが困難な)意味が含まれている理由は何かという問題に、解答を与えてくれるものではない。また彼は、代表の概念の統一的な定義を断念しているようにも思われる。とはいえ、そこに、代表の概念の様々な意味を虚心に探求しようとする真摯な姿勢を見いだすことは困難ではなからう。代表の概念はきわめて漠然としており、「さまざまなる著作家がさまざまなり方で使い、しかもそれぞれが、自分がそれに付与している意味が唯一の正しい意味であると主張しがちである」状況のもとでは、「その多様な意味を解きほぐし、それぞれの間の関係を示すこと」に公平な学者の役割があるからである。<sup>(79)</sup>

三 パーチの理論に深入りし過ぎた感があるが、彼の問題提起を受けてテュルバンは、政治的代表的概念が、種々の点で「矛盾」を孕んでいること(そのことを彼は、*representations concurrentes* なる表現で示している)、従って統一的な定義づけを断念すべきことを主張する。彼がアット・ランダムに挙げている「矛盾」は以下の通りであ

る。まず第一に、政治的代表は、「最良者の選抜としての選挙」とともに、「代表する者と代表される者との同一性 (identite)」を意味する。第二に、政治的代表的では、「代表される者すべてに共通のもの」しか考慮されないにもかかわらず、代表される者は、代表者のなかに、様々な特徴をもった自分の姿を見いだそうとする。第三に政治的代表的は「法的関係」を表すが、それはまた、人民の「諸特徴」を表出するものでもある。さらに第四に、「一般利益」と並んで、個々の集団の「特殊利益」の代表が要請される。そして第五に、政治的代表的は、「人民の自己統治」の代替物である「代表者による統治」とともに、「代表者による統治権力のコントロール」を内容とする。<sup>(8)</sup>

これら五つの「矛盾」がそれぞれ何に起因するのか、そしてまた、それらが相互にいかなる関係にあるのか、詳しい説明はされておらず不明な点が少なくないが、差し当たり次のことを指摘しておきたい。まず、第五の、代表者による「統治」および「コントロール」の問題は「治者と被治者の区別」を想定する民主主義論の立場から提起されていることは多言を要しないであろう。次に、第一および第三の「矛盾」は、既に述べた「代表」の意味と関わりを有するものと推察される。すなわち、第一の「最良者の選抜」と「代表者と被代表者の同一性」の間の「矛盾」は、「象徴としての代表」と「類似としての代表」の対立に還元できるし、また、第三の「法的関係を表す代表」と「人民の諸特徴を表出する代表」は、それぞれ「法学的代表の概念」と「社会学的代表の概念」に対応するものと考えてよいであろう(もっとも、「法学的代表の概念」と「社会学的代表の概念」とは相互に相容れないものではなく、「視点の違い」として処理すべき問題と考えられるが)。最後に、第二(「万人に共通のもの代表」と「各人に特殊なもの代表」)および第四(「一般利益の代表」と「特殊利益の代表」)の点についてだが、これら二つの「矛盾」は相互に重なり合うところがある。より正確には、第二の「矛盾」のうち、特に「利益」の問題に光をあてたのが第四の「矛盾」だといえるかも知れない。いずれにせよ後述するように、これらの二つの「矛盾」は、「近代」から「現

代」への歴史的展開に対する一定の認識を踏まえて提示されたものであり、テュルバン理論の骨格をなす重要な点であることが留意されるべきである。

(二) 政治的代表的民主的組織化

一 以上のように、政治的代表が様々な「矛盾」を含んだ概念であることを示したテュルバンは、かかる「矛盾」を解決することに現代の代表制論の主たる課題を見いだすのであるが、あらかじめ彼は次のように述べている。「政治的代表的理念を実現する手法には、これら様々な要求を満たすことのできる確かな保障がなければならぬ。その保障は、代表者の諸々の選出手続き、なかんずく最も民主的な手続きである選挙戦 (compétition électorale) のなかに含まれている」と。<sup>(81)</sup>つまりそこでは、選挙という、一種の法的制度が、政治的代表的理念を実現するうえで必要な手段とされている。「類似としての代表」および「象徴としての代表」は、代表者と被代表者の間に選挙を媒介とする関係がなくても想定できると考えられるが、テュルバンは、選挙による結びつきを重視するのである。このように、政治的代表的概念は、「類似としての代表」や「象徴としての代表」に密接に関わっているにせよ、法的性質が完全に払拭されるわけではないことに注意したい。

しかし他方、法的制度は、それ自体が目的ではない。「一定の特別の手法(選挙、罷免など)の使用により示されるこの法的枠組み (cadre juridique) は、まさに政治的な理想に仕える手段以上のものではない。その理想とは、『実存的代表 (représentation existentielle)』の設定、すなわち、市民の心のなかで、すべての公式の代表者により『実際に代表されていると感じる』ことの確実性を、設定するということである。<sup>(82)</sup>テュルバンは、法的制度が、「代

表されているという実感」を創出するための手段にとどまり、決してそれ自体が絶対的、普遍的価値を有するものではないとみるのである。そしてそこから、法的制度を時代の要請に合うように変えるべきだとする主張が打ち出され

ることになる。「従つて我々によれば、政治的代表において、目的（代表されているとの現実の感覚）に仕え続けていくために手段（法的用語、法的手法）の方が発展すべきであり、変転する世界のなかで、他の時代（フランス革命期のこと―引用者）から継承した法的手段の規模や範囲に、目的が永遠に制約されるべきではないのである。」<sup>(83)</sup>

二 右に述べたことを前提に、ではテュルパンは、いかなる視点に立ち政治的代表の民主的組織化を企てるのであろうか。<sup>(84)</sup> いうまでもなくそれは、フランス革命期の代表制論とは異なるものでなければならぬだろう。シエースの思想にみられる近代市民社会の代表制論は、テュルパンによれば、次のような特色をもつ。<sup>(85)</sup>

議会において代表されるのは、「市民」、すなわち各人の「政治的部分」、抽象的側面のみである。市民は、一つの共同利益により一つの国民に統合された存在であるから、理性的な討論のなかから一般意思を引き出す能力を有する。他方、残りの部分は各人に自由な領域であり、「政治」すなわち国家による介入と一切関係をもたず、それ故代表は不要である。こうして、「国家と社会」、「市民と個人」、そして『政治』すなわち万人に共通のものと私的事項」がそれぞれ分離されることで、国民の統一性および連帯性と個々人の多様性とが、調和して共存しうることになる。シエースは次のように述べている。「市民は相互を区別する資格によってではなく、市民に共通のそれによってのみ自己を代表させる権利を有する。市民が享有する利益の如何により市民が互いに異なる地位をもつということは、市民たる性質と無関係である」と。<sup>(86)</sup> 共通の利益により結合する同質的な「市民」像を前提とする近代の代表制論は、社会内部に存在する利益や意見の多元性、さらにはそれらの間の矛盾・相克の問題を捨象したのであった。

ところが、現代では、人々の同質性・共通性のみを想定することの問題性が明らかになり、社会内部の利益や意見の多元性を理論のなかに取り込むことが要請されている。それは、「位置づけられた人々(hommes situés)」という、新しい人間像の到来を意味するが、「位置づけられた人々」は、「市民」と対比するためにビュルドーにより提唱さ

れた概念である。ここでごく手短かに説明すると、「市民」がエゴイズムから解放された理性的存在であるのに対し、「位置づけられた人々」は、その置かれた「環境(milieu)」により行動様式が決定される人間のことをいう。<sup>(87)</sup>「環境」はいうまでもなく各人各様であるから、利害や意見は人々の間で必ずしも一致せず、相互に異ならざるを得ないのである。かかる新しい人間観が登場した背景として、テュルパンは、「人民多数による政治参加」および「介入主義国家の出現」の二点に着目するが、それを私なりにまとめると、大要、以下の通りである。

まず、「普通選挙の樹立とそれに呼応しての政党の発展、大多数の市民による教育および文化の獲得、『マス・メディア』、情報伝達機構、そしてプロバガンダの手法の重要性の増大」<sup>(88)</sup>等、種々の影響のもとで、多数の人民が政治の舞台上に登場したことに伴って、社会の様々な利害の衝突が議会に持ち込まれたことが挙げられる。ここに、代表制の条件であり、またその帰結でもある「国民的統一(unité nationale)」が自明のものではなくなり、伝統的な政治的代表的理念それ自体が問題視されることになった。人民は、自分に関わる問題を自ら解決することを欲し、これまでの「法的代表者(représentant légal)」「受任者(mandataire)」を退けようとする。自分と対立する意見をもつ議員が選ばれる場合、彼によって「代表されている」と実感することはできないからである。

第二の背景として、「夜警(gendarmerie) 国家」から「福祉(providence) 国家」への移行が挙げられよう。国家が社会の諸領域に関わりをもつようになり、人々自身、かかる国家の介入を期待するような状況が生まれている。そのなかで代表者は、被代表者の公私にわたる生活に配慮することが求められている。ここでは、個人々の利益や意見の違いが強く意識されざるを得ないであろう。一方、人民は、「国民」の名において代表者を指名するのが選挙だともなす従来の考えを拒否し、自分たちの特殊利益を政治に反映させようとする。今日、人民は、その「政治的側面」だけでなく、それぞれの個性(individualité) 関心事のすべてにおいて代表されることを要求しているのである。

以上の諸事情を背景に、現代の代表民主政の中心的課題は、テュルバンにより、「共同体を構成する諸個人および諸集団の多様性」を、「強力な指導を要請する効率性」および「共同体の存続に不可欠な統一性」と両立させることにあるとみなされる。「意見 (opinion) の代表と集団意思 (volonté collective) の表明とをいかに統合すべきか。共同体の『グローバルな代表』と、共同体を構成する諸利益の『特殊代表』をどのように共存させるべきか。必要な多様性の表明を犠牲にすることなく統一を促進するにはどうしたらいいのか。」<sup>(89)</sup>

三 右の問題を解決する方法としてテュルバンが提示するのが、「ポリアーキー」モデル、および第五共和制憲法の二つである。

さて、テュルバンの理論は、少なくとも、社会に存在する利益の多元性を承認しその現実から出発する限りにおいて、ダールの理論に代表される現代アメリカの多元主義論に着想を得ていることを、まず確認しておこう。実際、テュルバンは、博士論文の最後において、「ポリアーキー」モデルの論述に六〇頁もの分量を割いているのである。<sup>(90)</sup>

再三、繰り返すように、フランス革命期の代表制論では、諸利益の衝突という問題が考察の外に置かれたために、「国民的統一」は所与のものとみなされてしまった。ところが現代では、「法的擬制たる国民の意思を『表明することではなく、まさに実在する最初の差異・多様性から出発して、共同体の意思を『作り出す』こと」<sup>(91)</sup>が必要なる状況にある。テュルバンは、「ポリアーキー」モデルを、社会内部の相克する異質な諸利益が、圧力団体、政党、そして最終的に議会による妥協・調整を経るなかで、一つの国家意思に収斂されていく政治過程として描き出すのである。

ダールらの「ポリアーキー」論の中身に立ち入ることは、それ自体、独自の考察を必要とするためここでは断念せざるを得ないが、少なくとも、テュルバンにより提示される「ポリアーキー」モデルにおいて、議会や政党といった伝統的なアクターに、大きな比重が与えられていることは特筆に値しよう。テュルバンは、社会的、職能的な利益集団

が行政と直接交渉する「協議による政治 (politique de concertation)」や、職能代表・利益代表の組織化を企てる「経済社会評議会 (Conseil Economique et Social)」の設置といった、第五共和制下での動きを批判的に分析している。<sup>(92)</sup> これらはいずれも議会の外で諸利益の調整・統合を図ろうとするものであるが、それらの問題点が浮彫りにされることで、逆に議会や政党の役割が再評価されているのである。

先に、議会は「類似としての代表」を担う機関であることが指摘されたが、ここに至り、議会の役割は被代表者の諸属性を微細にわたり反映することにはないことが判明する。そもそも、鏡が姿を写し出すのと同じように、「位置づけられた人々」の意見なり特徴の正確な再現を議会に期待するのは、無理な話であろう。「被代表者の意見と代表者の決定との完全な『類似』ではなく、相互のグローバルな「合致 (accord)」の実現が要請される所以である。

しかしそれ以上に見落としてならないのは、「正確な反映」は、それがたとえ理論的には可能だとしても、必ずしも望ましいことではないという点である。なぜなら、「正確な反映」の結果、社会内部の大小様々な次元における対立・矛盾が議会の場にそのまま持ち越される危険が生まれるからである。テュルパンの次の発言は、かかる問題を念頭に置いてのものとも考えられる。「議会の機能は、選挙人の多様な意見を——それらを正確に再現するためではなく、二、三の明確に設定されたグローバルな選択へと寄せ集めるために——受け持つことであると思われる。<sup>(93)</sup>」様々に対立する意見や利害が二、三の「グローバルな選択」へと収斂されること（しかもその場合、「代表されている」という実感を被代表者が喪失することがないようにしなければならぬ）が、統一的な国家意思を形成するうえで必要な条件となるのではなからうか。

四 しかしここで問題になるのは、第五共和制憲法下の大統領がいかなる位置づけを与えられるのか、という点である。大統領は「一体としての国民」を象徴する機関として、統一的な国家意思を表明することが期待されていたの

ではなかったか。テュルバンは、大統領が「市民共同体 (communauté des citoyens)」の代表者であって、「人民」のそれではないことに注意を喚起して<sup>(94)</sup>いた。「ポリアーキー」論の一つの、しかし重要な課題が、「一般意思」や「共通利益」を所与のものとしなす発想を退け、意見および利害の差異・対立のなから一つの国家意思が形成されていくための条件およびそのプロセスを説明することにあるとして、かかる大統領を「ポリアーキー」モデルに組み入れることはできるのであろうか。この点につきテュルバンは否定的であるようにも思われる。次の言葉をみよう。「しかしながら、イデオロギー上の分裂、人種あるいは言語に関する特殊事情、伝統的な多党制などにより、かかる変換(多様な意見のなから一つの全体的意思を作り出すこと——引用者)が不可能な国々では、共同体意思の単一の代表——それと向き合って様々な意見の代弁者が意見を表明するのであるが——が是非とも必要になる<sup>(95)</sup>。」すなわちここでは、種々の理由により、多元的な利益や意見が一つの国家意思に収斂できないことが、「党派を超越して」国民全体の見地から意思表明を行う大統領の存在理由とされているのである。この意味で、フランスでは「ポリアーキー」モデルが必ずしも妥当しないことが示唆されているようにも見受けられる<sup>(96)</sup>。

概に注意を喚起しておいたように、テュルバンの立脚点は第五共和制の統治構造にあり、議会がそこで果しうる機能を提示することに彼の理論の主眼があった。「権力への組織された抵抗」という民主主義の定義は、まさにかかる問題意識を受けてのものである。テュルバンは、国民により直接選出される大統領および議会の二つを頂点とする二元的な統治システムを念頭に置いて、次のような結論に到達している。「かくして、デモクラシーに反する代表の段階から代表によるデモクラシーの実現……の段階への移行は、一方で、共同体全体の総合的な代表 (représentation synthétique) —— 一般にそれは、統治の実際上の任務を負うべく選出される執行府に託される——と、他方で、共同体の個人的あるいは階層的な差異の、できる限り原子的な代表 (représentation atomistique) —— 当然それは、

被治者の名において治者の権力を抑制・制限する責務を負う代表議会に託される——とを結びつけることで、初めて可能になるであろう<sup>(97)</sup>。統一的な国民全体の見地から統治を行う大統領に、社会のいろいろな意見や利益を背景に権力の抑制を図る議会を対置することで、一種の権力分立を確立しようとするのがテュルパンの最終的ねらいだといえよう。そこでは、「統治」、「意思の代表」、「共通利益の代表」は大統領に、そして「権力への抵抗」、「意見の代表」、「特殊利益の代表」は議会にというように、政治的代表についての対立し合う諸要求が、異なる機関により別々に実現されることが期待されているのである。

このように、先に示した政治的代表に関わる「矛盾」は、大統領と議会相互の抑制と均衡の問題として捉え直されている。しかし翻ってこのことは、一つの機関が、相互に「矛盾」しあう代表(representations concurrentes)を一手に引き受けることが論理的に不可能であることを必ずしも意味しないであろう。テュルパンが度々引用するフリードリヒの「代表の二重の性質」論は、議会が、一つの国民、一つの利益を代表する審議機関であると同時に、敵対し合う諸利益を代表する使者の会議でもあることを内容とする理論である<sup>(98)</sup>。現代フランスの場合と異なり、議会を頂点とする一元的な統治構造をとるわが国では、議会に「共通の利益の代表」と「特殊利益の代表」の両方が要請されているといえようか。もちろん、議会がその要請に十分応えうるための条件などについては、独自の検討を要するが。

(97) C. J. Friedrich, *La démocratie constitutionnelle* (1958), p. 232.

(98) 歴史学的マノローチの一例として、C. Soule, "La notion historique de représentation politique", *op. cit.*

(99) 哲学的マノローチの一例として、M. P. W. A. Immink, "Définition du concept de représentation politique", *Revue*

de l' Université de Bruxelles (1951-1952), pp. 89 et s.

- (65) Turpin, thèse, t. 2, pp. 232 et s.
- (66) 小川晃一教授が英語の Representation について適切に指摘しているように、日本語の「代表」との間には、看過し得ないニュアンスの差がある（小川晃一「政治的代表的論理（一）」北大法学論集第三八巻第五・六合併号上巻（一九八八年）、一五四頁）。例えば、「代表」には、演劇の「上演」という意味は含まれないだろう。かかるニュアンスの違いを無視して、Representation を一律に「代表」と訳すことは厳密さを欠くと思われるが、ここでは問題の指摘にとどめておく。
- (67) 但し、バーチは、「委任的的代表」、「縮図的的代表」（テュルパンのいう「類似としての代表」には、ば、相当する）、そして「象徴的的代表」と並んで、代表の選出方法に着眼した「選挙制代表」を、第四の意味として抽出している。バーチ著 河合秀和訳『代表』（一九七三年）、第一章および第八章参照。
- (68) Tuipin, thèse, t. 1, pp. 84 et s.
- (69) Fabre, Principes républicains de droit constitutionnel, op. cit., p. 220.
- (70) もっとも、議員と選挙人の関係を私法上の「委任」関係と同視することが法的厳密さを欠いていることは、これまで、多くの学説によって指摘されてきた通りである（例えば、Carré de Malberg, Contribution à la Théorie générale de l'Etat, t. 2, op. cit., pp. 212 et s.）。
- (71) 「代表」という言葉は……法的関係だけでなく、社会学的現象に適用される。それは、国民世論と議会の意見との類似を明らかにする。」M. Duverger, Les Partis politiques (1973), p. 409.
- (72) 「社会学的意味において、ある人がその出身の集団、階層もしくは職業の一定の存在的特質を具現していることを示すために、我々は、その人が『……を代表している (représentatif)』と云ふ。」G. Sartori, Théorie de la Démocratie (1973), p. 383.
- (73) 「人が他人を存在的に代表するとしたら、それは、両者が、価値、信仰、慣習、行動様式を有する同一の共同体に『帰属』していることが原因である。」Friedrich, La Démocratie constitutionnelle, op. cit., p. 232.

- (73) Turpin, *tuèse*, t. 2, p. 237.
- (74) J. Roels, *Le concept de représentation politique au dix-huitième siècle français*, op. cit. p. 6 note (6).
- (75) ホッブズの代表論に関する最近の研究として、L. Jaume, *Hobbes et l'Etat représentatif moderne* (1986), 236 p. を参照。
- (76) H. F. Pitkin, *The Concept of Representation* (1967), 323 p.
- (77) バーチ・前掲書、第一、第八章。
- (78) 同右、一五頁。
- (79) 同右、一六八頁。
- (80) Turpin, *thèse*, t. 2, pp. 240-241. その他にテュルバンは、政治的代表が、民主政論者、および非民主政論者(ホッブズやムーク)の双方から、称賛されてきたことを挙げるが、これは本文で述べた概念の意味に関わる「矛盾」とはレヴェルを異にするものと思われる。
- (81) *Ibid.*, p. 241.
- (82) *Ibid.*, p. 242.
- (83) *Ibid.*, p. 243.
- (84) テュルバンは、政治的代表の民主的組織化を、二つの視点から試みているが、本文では、理論的にみて重要な第一の視点的を絞ることとする。ちなみに第二の視点は、政治的代表が、市民にとって、疎外の要因ではなく政治参加の手段でなければならぬ、というものである。そこでは、英米の代表原理が好意的に紹介され、政治的代表と民主主義とが決して相容れないものではないこと(例証をなしている (*ibid.*, pp. 270-282))。
- (85) *Ibid.*, pp. 247 et s. 但し以下の叙述は、必ずしも原文に忠実ではなく、私なりに整理したものである。
- (86) E.-J. Sneyes, *Qu' est-ce que le Tiers-Etat ? dans Emmanuel-Joseph Sneyes, Ecrits politiques* (1985), p. 181.

(訳は、シエイエス著 大岩誠訳『第三階級とは何か』(一九五四年)一一四頁を引用した。)

- (87) Cf. G. Burdeau, "Le desin de l'idée démocratique", *Revue de l'Action populaire* (1961), pp. 520 et s.
- (88) Turpin, *thèse*, t. 2, p. 248.
- (89) *Ibid.*, p. 394.
- (90) Cf. *ibid.*, pp. 337-400.
- (91) *Ibid.*, p. 389.
- (92) 「協議による政治」の慣行は、利益集団と行政相互の癒着をもたらし、国民から隔絶した新しいエリート層を誕生させる結果になった。他方、「経済社会評議会」はほとんど機能していない状況にある、という (*ibid.*, pp. 358 et 366.)。
- (93) *Ibid.*, p. 261.
- (94) 拙稿「現代フランス憲法学における代表制論の動向(二)」愛媛法学会雑誌一七卷一号(一九九〇年)、一一八頁。
- (95) Turpin, *thèse*, t. 2, p. 262.
- (96) なお本文との関係で、フランスにおける「ポリアーキー」論の第一人者であるブリコーが、大要次のように述べているので、紹介しておく (F. Bourricaud, "Qu'est-ce que la poliarchie?", *Revue de l'Action populaire* (1962), p. 821.)。すなわち、我々の政治生活は、真の「ポリアーキー」のなかには存在場所をもたない「仲裁者 (arbitre)」という漠然としたイメージに囚われている。諸利益が相互に交渉することができ、多数決原理が実効的に適用されるときは、「仲裁者」はもはや不要である。しかし競技者が何をすればいいかわからず、諸利益が相互に討議し決定することができないために、「君主」が到来するのである、と。執筆時期(一九六二年)からして、この「仲裁者」および「君主」がド・ゴール大統領をイメージするものであることは想像に難くない。
- (97) Turpin, *thèse*, t. 1, p. 28.
- (98) Friedrich, *La Démocratie constitutionnelle*, op. cit., p. 237.

## 第五章 むすび

「第一章 問題の所在」でも述べたように、テュルパンの所説には、代表制の問題を検討するうえで逸することのできない論点が散見されるが、本稿ではそのうち特に重要だと考えられるものを紹介、分析した。<sup>(1)</sup> そのなかで浮かび上がってきたのが、代表制の歴史と理論を切り離さず総合的に捉えるテュルパンの方法論である。代表制に関する諸問題の考察において、フランス革命期の代表制(論)が議論の出発点に置かれるべきことは、今日でも基本的に変わらないであろう。なかでも、「国民主権」原理を以て代表制の根底にある原理とみなす発想は、革命期以来、一つの伝統的な思考パターンを形づくってきたように思われる。テュルパンがかかると発想からの脱却を提言する裏には、これまでの歴史のあり方についての認識、すなわち主権原理が、代表者の権力を絶対的なものとして正当化するイデオロギーになってきたという認識が横たわっている。国民との一体性を標榜する国民代表は、それにより実質的な主権者たる地位を占め続けてきたのである。「議会主権」あるいは「大統領主権」はかかる「現実」を言い表わしたものであり、単なる比喩以上の意味がそこに込められているように思われる。このような「代表者絶対主義」が招来される危険を避ける意味で、テュルパンは主権原理を正面に掲げることが批判するのである。

右のテュルパンの立場を背後から支えているのが、「治者と被治者の区別」を想定するその民主主義観である。そして、「人民の自己統治」というルソーの理論が退けられる根底に、二つの基本的な思想を看取することができる。一つは、権力と個人の自由との間には常に、対立・緊張関係があるとする立場である(仮に「自由主義」と呼ぶ)。権力は君主の権力であると人民の権力であるとを問わない。いずれにせよ、「個人の自由」という見地から権力は抑制されなければならない。いま一つは、社会内部の意見や利益の差異・多様性を正当なものとして承認し、そこから出発

する立場である(仮に「多元主義」と呼ぶ)。ここでは、「共通利益」や「一般意思」を所与のものとみなす発想は退けられるのである。

もとよりこれら二つの思想は、第五共和制の統治構造、なかんずくそこにおける議会の地位および役割の問題に即して展開されていることに注意が必要である。議会は、執行権により体现される国家権力に「抵抗」することを通じて、「被治者の自由」を擁護する責務を負う。人民を、大統領をコントロールする主体とみなすカピタンの発想は批判される。アランのいう「権力への組織された抵抗」は、人民ではなく議会が主体となつて行うべきものとされるのである。

次に議会は、「抵抗」を組織するにあたり、社会に存在する多元的な諸利益に配慮することが要請される。テュルバンは、各人の間に存する意見や利害の違いから出発して共通の土台を築きあげていくべきことを主張する。この点は、「特殊利益」の正当性を否定したルソーの立場と対照的である。フランスでは、近年、ルソーへの批判、およびそれと同時に並行的にトックヴィル、アメリカ的な民主主義思想への関心の高まりがみられるというが、かかる傾向のなかにテュルバンの所説を位置づけることもあながち誤りではないであろう。但し、本文でも示唆しておいたように、党派を超越し「一つの」国民のために「一般意思」を表明するという、ド・ゴール的な大統領観がテュルバン説においても明確に読み取れることは注意を要する。かかる大統領観の存在は、フランスとアメリカにおける民主主義のあり方の違いを示すものなのか、検討の余地があろう。

さて本稿では、テュルバンの所説の全体像をその内側から理解することに力点を置いたため、論点が多岐にわたり過ぎ、その結果それぞれについて立ち入った検討を加えることは必ずしもできなかった。なかでも、主権原理をもつばら「支配権力の正当化イデオロギー」とする見方に対しては、異論がありうるところである。例えば、「国民主権」

原理はもともと、絶対君主政を打倒し「自由」を獲得するために主張されたのではないのか。また、一口に「国民主権」原理といっても、「ナシオン主権」原理と「プーブル主権」原理とが区別されるべきであり、それらをひっくり返して否定するのは短絡的ではないか、などといった批判が考えられる。このような批判の是非をここで立ち入って検討する余裕はない。第一の批判については、絶対君主政を打倒する前と打倒した後とで、「国民主権」原理が果たした機能に違いがみられるのではないか、という見解があることを指摘しておくにとどめる。また第二の批判に関して、確かにテュルパンの見解に不明確な点があることは否定できない。フランス革命期における「ナシオン主権」原理と「プーブル主権」原理の対抗関係が指摘されながら、しかしその後の展開については立ち入った考察がなされてはいないのである。そのため、「議會主権」や「大統領主権」をもたらしたイデオロギー的な一因とされる「国民主権」原理が、「ナシオン主権」原理を指すのか、「プーブル主権」原理を指すのか、それとも別のもの<sup>(4)</sup>なのか、曖昧にされたままであるように思われる。

しかしいずれにせよ、テュルパンの所説の検討により、現代フランス憲法学における代表制論の一つの動向が明らかにされたことと思う。もとより、わが国における議論にとってそのもつ意味を明らかにする作業が残されているが。

(一) テュルパンは他に社会主義国における代表制の問題を検討しているが、ここでは割愛した。ちなみに参考のため、彼の博士論文の簡単な目次を以下に掲げておく。

## 序 論

### 第一部 デモクラシーに対立する代表

#### 第一篇 代表者を通じての主権者たる国民による統治、という神話 (Mythe)

##### 第一章 法的技巧としての代表制

## 第二章 政治的詐欺としての代表制

第二篇 主権を有する代表者による国民の統治、いう欺瞞 (mystification)

第一章 半代表制、あるいは代表者の無力さ

第二章 超代表制、あるいは代表者の絶対性

## 第二部 代表によるデモクラシー

第一篇 デモクラシーについてのルソー主義の幻想と代表原理の強化

第一章 ソヴェエト的ルソー主義から政党による代表へ

第二章 ド・ゴール主義的ルソー主義から国家元首による代表へ

第二篇 代表民主政についての現実主義的な定義の概要

第一章 代表民主政の理論 神話の終焉

第二章 民主的モデルにおける代表の諸機能

## 結 論

(2) フランスにおける「トックヴィルリアメリカ型国家像」への関心につき、差し当たり樋口陽一『自由と国家』(一九八九年)のⅢを参照のこと。

(3) サルトーリによれば、「全権力が人民に帰属する」という原理は、非民主的制度においては権力抑制の機能を果たすのに対し、民主政の内部では無制限の権力を要求する。絶対的権力に反対する武器であったこの原理は、ある段階で、反対に新しい絶対主義原理に変わる、という。Sartori, *Théorie de la Démocratie*, op. cit., p. 56.

(4) 例えばA・オーリウは、「議会主権」を生み出したものは「ナシオン主権」原理と「プープル主権」原理の「事実上の結合」であったとみる。Hauriou, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, op. cit., pp. 308 et s.

〔本稿は、文部省平成元年度科学研究費補助金(奨励研究(A))の交付を受けて行なわれた研究の一部である〕